明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一〇七）　一
〔告示〕
○平成二十二砂糖年度に係る国内産糖交付金の単価を定めた件　三
○平成二十二でん粉年度に係る国内産いもでん粉交付金の単価を定めた件（同一六七八）　四
○低騒音型建設機械の指定に関する件（国土交通一一二四）　五
○低振動型建設機械の指定に関する件（同一一二五）　六
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同一一二六）　六
○排出ガス対策型原動機の認定に関する件（同一一二七）　六
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十二年司法試験（新司法試験）合格者（司法試験委員会）　七
〔資料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一〇（平成二十二）年四～六月期）（内閣府）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成二十一年度日本たばこ産業共済組合の決算、中日本高速道路株式会社工事完了関係　一五
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○厚生労働省令第百七号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月二十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

6　事業主は、法第二十二条第五項に規定する者であつて、被保険者となつた日が法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものに係る被保険者となつたことの届出については、第一項の規定にかかわらず、資格取得届に第三十三条の二各号に定めるいずれかの書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

第七条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　事業主は、法第二十二条第五項に規定する者であつて、被保険者でなくなつた日が法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものに係る被保険者でなくなつたことの届出については、前三項の規定にかかわらず、資格喪失届に第三十三条の二各号に定めるいずれかの書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

第八条第五項中「第二項及び第三項」を「第二項、第三項、第五項及び第七項」に改め、同項を第十項とし、同条第四項の次に次の五項を加える。

5　法第二十二条第五項に規定する者であつて、被保険者となつた日が法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものが被保険者となつたことの確認の請求を文書で行う場合は、その者は、第二項に規定する請求書に第三十三条の二各号に定めるいずれかの書類を添えて、その者を雇用し又は雇用していた事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

6　法第二十二条第五項に規定する者であつて、被保険者でなくなつた日が法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものが被保険者でなくなつたことの確認の請求を文書で行う場合は、その者は、第二項の規定にかかわらず、第二項に規定する請求書に第三十三条の二各号に定めるいずれかの書類を添えて、その者を雇用し又は雇用していた事業主の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

7　法第二十二条第五項に規定する者であつて、被保険者となつた日が法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものが被保険者となつたことの確認の請求を口頭で行う場合は、その者は、第三項の規定にかかわらず、第二項各号に掲げる事項を同項の公共職業安定所長に陳述し、第三十三条の二各号に定めるいずれかの書類を提出しなければならない。

8　法第二十二条第五項に規定する者であつて、被保険者でなくなつた日が法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前にあるものが被保険者でなくなつたことの確認の請求を口頭で行う場合は、その者は、第三項の規定にかかわらず、第二項各号に掲げる事項を同項の公共職業安定所長に陳述し、第三十三条の二各号に定めるいずれかの書類を提出しなければならない。

9　前二項の規定による陳述を受けた公共職業安定所長は、聴取書を作成し、請求者に読み聞かせた上、署名又は記名押印させなければならない。

第十七条の六中「第二十六条第二項」を「第二十七条第二項」に改める。

第十七条の七中「第二十六条第三項」を「第二十七条第三項」に改める。

第三十六条を削り、第三十五条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第三十二条の次に次の二条を加える。